

千葉労働局発表
平成24年5月22日

千葉労働局労働基準部健康安全課
課長 泉 豊彦
課長補佐 森山 由治
安全専門官 北村 明典
電話043-221-4312

労働災害の急増により、千葉労働局長は経営者団体等に対し緊急要請を行った。

―24年1～4月に発生した労働災害は、1039件と去年同期に比べ20%増加―

労働災害防止対策については、第11次労働災害防止計画に基づき休業4日以上
の労働災害について、平成19年の発生件数5,221件を基準に平成24年までに15%
(784件)以上の減少を図ることとし、様々な対策を実行しているところです。

平成23年の千葉県における休業4日以上^の発生件数は4,922件と目標値(4,437
件)には程遠い状況にあり、更なる対策の徹底・強化が必要となっています。

また、平成24年1月～4月の発生件数は1039件と、平成23年同期と比較すると、
すでに176件の増加を見せており憂慮すべき状況にあります。

平成24年1月～4月の発生状況を業種別にみると、道路貨物運送業、通信業、社
会福祉施設、小売業、建築工事業、土木工事業、一般機械器具製造業、医療保健業及
びその他の接客娯楽業で大幅な増加となり、事故の型でみると、在来型といわれる墜
落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、動作の反動・無理な動作によ
る災害が多く占めています。

このような状況を踏まえ、千葉労働局長(絹谷 國雄)は、関係団体、経営者団
体、公共工事発注機関等に対し緊急要請文書を発出しました。また、労働災害を発生
させた事業場を含めた災害多発業種の事業場に対し、集団指導、監督指導、個別指導
等の徹底を行い、労働災害の発生防止に向けた取り組みを強化するよう管下労働基準
監督署長に対し指示をしました。

添付資料

資料No.1 「労働災害防止対策の徹底について(緊急要請)」(26 関係団体、24 公共工事発注機関宛)

資料No.2 平成22・23・24年業種別労働災害発生状況(休業4日以上)

資料No.3 平成21・22・23年業種別労働災害発生状況(休業4日以上)

〇〇〇〇〇〇 殿

千葉労働局長

労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、労働災害防止対策の推進につきまして多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働災害防止対策については、第 11 次労働災害防止計画に基づき休業 4 日以上労働災害について、平成 19 年の確定件数（5,221 件）を基準に平成 24 年までに 15%（784 件）以上の減少を図ることとし、様々な対策を実行しているところです。

平成 23 年の千葉県における休業 4 日以上確定件数は 4,922 件と目標値（4,437 件）には程遠い状況にあり、更なる対策の徹底・強化が必要となっています。

また、平成 24 年 1 月～4 月では、平成 23 年同期と比較すると、すでに 176 件の増加を見せており憂慮に堪えない状況にあります。

平成 23 年 1 月～4 月と平成 24 年 1 月～4 月の労働災害を分析すると、特に運輸貨物取扱業のうち陸上貨物運送業、第三次産業のうち通信業、社会福祉施設、小売業、医療保険業及びその他の接客娯楽業、建設業のうち建築工事業、土木工事業、製造業のうち一般機械器具製造業で大幅な増加を見せています。

事故の型では、在来型といわれる墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、動作の反動・無理な動作が多く占めています。

このような状況から、当局では業種をとらえた集団指導の徹底や監督指導・個別指導の強化及び各種団体、機関等への労働災害防止にむけた協力要請など取り組んでおります。

つきましては、貴団体の下部組織及び会員に対し、上記状況をご理解いただき下記事項について実施するよう要請いたします。

記

I. 共通事項

1. 朝礼時等、全従業員の集まる機会をとらえ労働災害が増加していることの周知・徹底を図ること。
2. 経営トップまたは事業場トップの職場パトロール等を実施し、労働災害防止の徹底について労働者に呼び掛けること。
3. 安全衛生管理体制の整備、見直しを図るとともに、その活動の活性化を図ること。
4. 危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等、リスクアセス

メント等の実施を徹底すること。

5. 作業マニュアルの見直し等を行い安全作業の徹底を図ること。
6. 安全衛生教育の確実な実行と教育効果による安全作業の徹底を図ること。
7. トップ層から第一線の現場労働者までの階層別安全教育を実施すること。
8. 危険作業従事者に対する安全教育の実施や能力向上教育の実施を行うこと。
9. 職場巡視、危険予知、ヒヤリハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。
10. 女性労働者や高年齢労働者が活躍するための職場改善を推進すること。

II. 陸上貨物運送事業及び荷主にかかる労働災害防止対策の徹底

1. 荷役作業中の荷台からの墜落・転落防止対策の徹底を図ること。
2. 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検を図ること。
3. 交通労働災害防止のための管理体制を確立すること。
4. 適正な労働時間等の管理及び走行管理を徹底すること。
5. 交通労働災害防止のための教育を行うこと。

III. 第三次産業にかかる労働災害防止対策の徹底

1. 墜落・転落、転倒災害の防止対策の徹底を図ること。
2. 重量物の取り扱い作業や介護作業等の腰痛予防対策の徹底を図ること。
3. 職場の4S（整理、整頓、清潔、清掃）、危険予知活動の推進を図ること。
4. 交通労働災害防止のための教育を実施すること。
5. 安全責任者による職場の安全点検等を行うこと。

IV. 建設業にかかる労働災害防止対策の徹底

1. 元方事業者による安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底すること。
2. 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」を実施すること。
3. 足場の設置が困難な状況にあるときは、安全帯の使用の徹底を図るとともに高所作業中の墜落・転落防止措置、飛来・落下防止措置の徹底を図ること。
4. クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査、点検整備及び安全な作業方法の徹底を図ること。
5. 職長、安全衛生責任者及び労働者に対する安全教育の徹底を図ること。

V. 製造業にかかる労働災害防止対策の徹底

1. 元方事業者による同一作業現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理を徹底すること。
2. 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用の徹底を図ること。
3. 安全管理者等、安全担当者の能力向上教育を行うこと。
4. 雇い入れ時、作業内容変更時等の安全教育の徹底を図ること。

平成22・23・24年業種別労働災害発生状況（休業4日以上）

千葉労働局

区 分 業 種		平成22年・23年の災害(確定)				平成23年・24年の災害(4月末現在)			
		22年	23年	対前年 増減	増減 率	23年	24年	対前年 増減	増減率 %
製 造 業	食 料 品 製 造 業	353	335	-18	-5%	58	61	3	5%
	繊維・繊維製品製造業	8	5	-3	-38%	1	4	3	300%
	木材・木製品・家具製造業	40	42	2	5%	5	7	2	40%
	紙製造・印刷製本業	30	42	12	40%	8	11	3	38%
	化 学 工 業	102	66	-36	-35%	13	17	4	31%
	窯業・土石製品製造業	47	42	-5	-11%	8	9	1	13%
	鉄鋼・非鉄金属製造業	35	48	13	37%	14	11	-3	-21%
	金 属 製 品 製 造 業	236	218	-18	-8%	48	40	-8	-17%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	59	46	-13	-22%	7	21	14	200%
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	19	13	-6	-32%	3	2	-1	-33%
	輸送用機械器具製造業	33	27	-6	-18%	6	8	2	33%
	電気・ガス・水道業	4	4	0	0%	0	0	0	0%
	そ の 他 の 製 造 業	111	97	-14	-13%	23	17	-6	-26%
	小 計	1077	985	-92	-9%	194	208	14	7%
鉱 業		4	6	2	50%	0	0	0	0%
建 設 業	土 木 工 事 業	172	150	-22	-13%	33	44	11	33%
	建 築 工 事 業	375	375	0	0%	66	72	6	9%
	木造家屋建設業(内数)	107	99	-8	-8%	45	21	-24	-53%
	そ の 他 の 建 設 業	129	142	13	10%	25	25	0	0%
	小 計	676	667	-9	-1%	124	141	17	14%
運 輸 業	運 輸 交 通 業	140	141	1	1%	35	34	-1	-3%
	陸 上 貨 物 取 扱 業	732	734	2	0%	130	161	31	24%
	港 湾 荷 役 業	9	7	-2	-22%	3	1	-2	-67%
	小 計	881	882	1	0%	168	196	28	17%
林 業		11	8	-3	-27%	3	3	0	0%
漁 業		15	11	-4	-27%	3	0	-3	-100%
そ の 他 の 事 業	卸 ・ 小 売 業	594	637	43	7%	108	131	23	21%
	医 療 保 健 業	113	120	7	6%	9	17	8	89%
	ビルメンテナンス業	138	110	-28	-20%	15	26	11	73%
	旅 館 業	38	29	-9	-24%	3	7	4	133%
	飲 食 店	189	172	-17	-9%	26	27	1	4%
	ゴ ル フ 場 の 事 業	112	106	-6	-5%	23	33	10	44%
	清 掃 ・ と 畜 業	144	137	-7	-5%	22	20	-2	-9%
	上 記 以 外 の 事 業	1025	1052	27	3%	165	230	65	39%
小 計		2353	2363	10	0%	371	491	120	32%
合 計		5017	4922	-95	-2%	863	1039	176	20%

注) 1. 平成24年発生件数は平成25年4月9日をもって確定とする。

2. 陸上貨物取扱業には道路貨物運送事業を含む。

3. 木造家屋建設業は建築工事業の内数である。

4. 労働者死傷病報告(様式第23号)に基づく統計である。

平成21・22・23年業種別労働災害発生状況（休業4日以上）

千葉労働局

区 分		平成21年・22年の災害(確定)				平成22年・23年の災害(確定)			
		21年	22年	対前年 増減	増減 率	22年	23年	対前年 増減	増減率 %
製 造 業	食 料 品 製 造 業	352	353	1	0%	353	335	-18	-5%
	繊維・繊維製品製造業	7	8	1	14%	8	5	-3	-38%
	木材・木製品・家具製造業	44	40	-4	-9%	40	42	2	5%
	紙製造・印刷製本業	43	30	-13	-30%	30	42	12	40%
	化 学 工 業	91	102	11	12%	102	66	-36	-35%
	窯業・土石製品製造業	45	47	2	4%	47	42	-5	-11%
	鉄鋼・非鉄金属製造業	43	35	-8	-19%	35	48	13	37%
	金 属 製 品 製 造 業	265	236	-29	-11%	236	218	-18	-8%
	一般機械器具製造業	51	59	8	16%	59	46	-13	-22%
	電気機械器具製造業	20	19	-1	-5%	19	13	-6	-32%
	輸送用機械器具製造業	40	33	-7	-18%	33	27	-6	-18%
	電気・ガス・水道業	9	4	-5	-56%	4	4	0	0%
	そ の 他 の 製 造 業	87	111	24	28%	111	97	-14	-13%
	小 計	1097	1077	-20	-2%	1077	985	-92	-9%
鉱 業		3	4	1	33%	4	6	2	50%
建 設 業	土 木 工 事 業	172	172	0	0%	172	150	-22	-13%
	建 築 工 事 業	395	375	-20	-5%	375	375	0	0%
	木造家屋建設業(内数)	112	107	-5	-5%	107	99	-8	-8%
	そ の 他 の 建 設 業	123	129	6	5%	129	142	13	10%
	小 計	690	676	-14	-2%	676	667	-9	-1%
運 輸 業	運 輸 交 通 業	155	140	-15	-10%	140	141	1	1%
	陸 上 貨 物 取 扱 業	703	732	29	4%	732	734	2	0%
	港 湾 荷 役 業	7	9	2	29%	9	7	-2	-22%
	小 計	865	881	16	2%	881	882	1	0%
林 業		11	11	0	0%	11	8	-3	-27%
漁 業		9	15	6	67%	15	11	-4	-27%
そ の 他 の 事 業	卸 ・ 小 売 業	654	594	-60	-9%	594	637	43	7%
	医 療 保 健 業	105	113	8	8%	113	120	7	6%
	ビルメンテナンス業	123	138	15	12%	138	110	-28	-20%
	旅 館 業	56	38	-18	-32%	38	29	-9	-24%
	飲 食 店	164	189	25	15%	189	172	-17	-9%
	ゴ ル フ 場 の 事 業	104	112	8	8%	112	106	-6	-5%
	清 掃 ・ と 畜 業	132	144	12	9%	144	137	-7	-5%
	上 記 以 外 の 事 業	951	1025	74	8%	1025	1052	27	3%
小 計		2289	2353	64	3%	2353	2363	10	0%
合 計		4964	5017	53	1%	5017	4922	-95	-2%

注) 1. 平成23年発生件数は平成24年4月9日をもって確定とする。

2. 陸上貨物取扱業には道路貨物運送事業を含む。

3. 木造家屋建設業は建築工事業の内数である。

4. 労働者死傷病報告(様式第23号)に基づく統計である。